

平成20年 月 日

疾病・障害認定審査会

原子爆弾被爆者医療分科会

疾病・障害認定審査会運営規程（平成13年2月2日疾病・障害認定審査会決定）第9条の規定に基づき、原爆症認定に関する審査の方針を次のように定める。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第11条第1項の認定に係る審査に当たっては、それぞれ、以下に定める方針を目安として、これを行うものとする。

第1 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 被爆地点が爆心地より約3.5 km以内である者
- ② 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2 km以内に入市した者
- ③ 原爆投下より約100時間経過後約2週間以内の期間に、爆心地から約2 km以内の地点に1週間程度以上滞在した者から、放射線起因性が推認される以下の疾病についての申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。
 - ① 悪性新生物（がんなど）
 - ② 白血病
 - ③ 副甲状腺機能亢進症
 - ④ 放射線白内障（老人性白内障を除く）
 - ⑤ 放射線起因性が認められる心筋梗塞

この場合、認定の判断に当たっては、積極的に認定を行うため、申請者から可能な限り客観的な資料を求めることとするが、客観的な資料が無い場合にも、申請書の記載内容の整合性やこれまでの認定例を参考にしつつ判断する。

2 1に該当する場合以外の申請について

1に該当する場合以外の申請についても、申請者に係る被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断するものとする。

第2 要医療性の判断

要医療性については、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断するものとする。

第3 方針の見直し

この方針は、新しい科学的知見の集積等の状況を踏まえて随時必要な見直しを行うものとする。